評価書の作成事例

本評価書の作成事例は、巻末資料1「準備書の作成事例」に示した準備書の作成事例に基づき、知事意見等を勘案して準備書を修正して評価書として作成したことを想定し、修正内容の示した方を中心に、作成したものです。

各章について、下記の点に留意して御活用ください。

第1章 事業者の氏名及び住所

巻末資料1「準備書の作成事例」を参照してください。

第2章 事業計画の概要

事業の具体化や知事意見等により、修正を行ったことを想定して作成しています。 修正を行った箇所は、斜字で表しています。

第3章 地域特性

巻末資料1「準備書の作成事例」を参照してください。

第4章 方法書についての意見と事業者の見解

巻末資料1「準備書の作成事例」を参照してください。

第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 巻末資料1「準備書の作成事例」を参照してください。

第6章 環境影響評価の結果

水質及び動物について、知事意見等を勘案して準備書から修正したことを想定して作成しています。

修正を行った箇所は、斜字で表しています。

第7章 事後調査計画

知事意見等を勘案して準備書から修正したことを想定して作成しています。 *修正を行った箇所は、斜字で表しています。*

第8章 環境影響の総合評価

第6章で示したように、知事意見等を勘案して準備書から修正したことを想定して作成しています。

修正を行った箇所は、斜字で表しています。

第9章 準備書についての意見と事業者の見解

準備書についての住民等の意見や知事意見に対して、事業者としての見解の示し方について、作成しています。

第10章 準備書記載内容の修正内容

第9章を踏まえて準備書から修正した記載事項の示し方について、作成しています。

第11章 委託者の氏名及び住所

巻末資料1「準備書の作成事例」を参照してください。

(1) 事業 事業 環境影響評価書

平成 年 月

宮城県

目 次

第1章 	
第2章 事業計画の概要	6
【道路事業】	
1.事業の目的(省略)	
2 . 事業の内容	6
3 . その他対象事業に関する事項(省略) 4 . 環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容(省略)	
第3章 地域特性(事業実施区域及びその周辺の概況)	
第1節 地域の自然的環境の状況(省略)	
第2節 地域の社会的環境の状況(省略)	
第4章 方法書についての意見と事業者の見解(省略)	
第1節 方法書についての意見の概要と事業者の見解(省略)	
第2節 方法書についての宮城県知事の意見と事業者の見解(省略)	
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
第1節 環境影響評価の項目の選定(省略)	
第2節 調査、予測及び評価の手法の選定(省略)	
第6章 環境影響評価の結果	
【環境の自然的構成要素の良好な状態の保持】	
1. 大気環境(省略)	
2. 水環境	
2 - 1 水質	
調査	9
予測	
環境保全措置	
評価	
2 - 1 - 2 切土工等の工事に伴う水素イオン濃度(pH)に係る水環	境への影響
(

2-1-3 切土工等の工事に伴う有害物質(六価クロム)に係る水環境への影響

(省略)

第 11 章 委託者の氏名及び住所(省略)

3. 土壌に係る環境その他の環境(省略) 【生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全】 建設機械の稼動・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行・切土工等の工事 による一時的な影響・工事施工ヤード及び工事用道路の設置・道路(地上式又 は嵩上式)の存在・自動車の走行に伴う動物への影響 調査13 予測13 5. 植物(省略) 6. 生態系(省略) 【人と自然との豊かな触れ合いの確保】 7.景観(省略) 8.人と自然と触れ合いの活動の場(省略) 【環境への負荷】 9. 廃棄物(省略) 第1節 準備書についての意見の概要と事業者の見解30 第2節 準備書についての宮城県知事の意見と事業者の見解......31

第1章 事業者の氏名及び住所

(準備書と同じにつき、省略)

第2章 事業計画の概要

【道路事業】

1.事業の目的

(準備書と同じにつき、省略)

- 2. 事業の内容
- (1)対象事業の種類

(準備書と同じにつき、省略)

(2)対象事業実施区域の位置

(準備書と同じにつき、省略)

(3)対象事業の規模

路線延長

路線延長:8.3km(第一種事業)

方法書では8.0km(準備書では8.2km)としていたが、選定ルートに基づき詳細設計を 行った結果、変更したもの。

なお、道路の長さとして 0.3 km の増加であり、条例施行規則別表第四に定める再び手続を経ることを要しない変更の要件である「道路の長さが 2 0 %以上増加しない」ことに該当する。

道路の車線数

標準車線数:4車線

(4)対象事業の工事計画の概要 計画道路の諸元

路線検討の経緯

(準備書と同じにつき、省略)

工事の内容

(準備書と同じにつき、省略)

工事工程

方法書において、工事工程案は工事内容の詳細検討により、変更の可能性があり、各工 区の開始予定時期は未定としていたが、準備書においては、当該開始予定時期を含めて工事 工程を示した。

評価書の段階においては、準備書の段階より詳細に把握できた工程について追加した。 工事工程が表 2-2 のとおり計画した。

平成21年度 年度 平成20年度 平成22年度 備考 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 工種 準備工 切土 盛土 法面工 排水工 舗装工 函渠工 橋梁上部工 橋梁下部工

表 2-2 工事工程

点線の工程は、準備書の段階から新たに詳細になったものを示す。

3. その他対象事業に関する事項

(準備書と同じにつき、省略)

4.環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(準備書と同じにつき、省略)

【土地区画整理事業】

第3章 地域特性(事業実施区域及びその周辺の概況)

(準備書と同じにつき、省略)

準備書のデータを更新する必要がある場合は、巻末資料 1「準備書の作成事例」を参 考にしてください。

第4章 方法書についての意見と事業者の見解 第1節 方法書についての意見の概要と事業者の見解

(準備書と同じにつき、省略)

第2節 方法書についての宮城県知事の意見と事業者の見解

(準備書と同じにつき、省略)

第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 第1節 環境影響評価の項目の選定

(準備書と同じにつき、省略)

第2節 調査、予測及び評価の手法の選定

(準備書と同じにつき、省略)

第6章 環境影響評価の結果

【環境の自然的構成要素の良好な状態の保持】

1. 大気質

- 2.水環境
- 2 1 水質
- 2 1 1 切土工等の工事に伴う土砂等による水の濁りに係る水環境への影響

調査

(準備書と同じにつき、省略)

予 測

(準備書と同じにつき、省略)

環境保全措置

ア.事業計画における環境保全の配慮

- ・ 計画路線の選定に当たっては、起点から終点を結ぶ3つのルート候補を設定し、なるべく現況の地形を生かしながら切土、盛土を行う、より土地の改変の少ないルートを選定し、切土工等の工事による水の濁りへの影響がより少なくなる、計画路線を選定していた。
- ・ 川を横断する橋梁について、掘削工事等による河川へ水の濁りへの影響を避けるために、橋脚の無い1径間の橋梁形式について検討を行い、当該橋梁形式を採用することとした。

上記の配慮事項とともに、予測結果を踏まえて、さらなる水の濁りへの影響を低減するため、さらに以下のとおり環境保全措置を検討した。

イ.環境保全措置の検討

a 環境保全措置立案の観点

予測の結果、河川の浮遊物質量への付加は最大でも 1.9mg/L 程度であると予測されたが、 放流地点の下流側に農業用取水口があることを考慮し、20mm の降雨強度では、後述の目標値 100mg/L に近い浮遊物質量(97.3 mg/L)が農業用取水口である B 地点で予測されていることか ら、さらに可能な限り本事業による水の濁りへの影響を低減することとする。

b 環境保全措置の対象と目標

本事業の水環境に関連する基準としては、 工場又は事業場に係る排出水について環境保全の観点から設定された基準としての「水質汚濁防止法」(昭和 46 年 6 月 21 日総令 35 号) 第 3 条第 1 項に基づく排水基準を定める総理府令、 川における利水(農業用水)の観点からの「農業用水基準」(農林水産技術会議 昭和 46 年 10 月 4 日) がある。

本事業では、切土工等の工事における放流地点の下流側に農業用取水口があること、工事が長期に及ぶことから周辺の利水及び環境の状況を勘案して「農業用水基準」(100mg/L)を保全目標として表 6-2.1.18 のとおり設定した。

表 6-2.1.18 水の濁りに係る環境保全措置の目標

区分	保全対象	環境保全措置項目	環境保全の目標	
工事中	川の 水環境	濁水(SS)の低減	100mg/L	「農業用水基準」 (農林水産技術会議 昭和46年10月4日)

c 環境保全措置の検討

上記の水の濁りに係る保全目標を達成するため、実行可能な環境保全措置として、 仮 沈砂池の設置、 裸池等のシート被覆、 裸地等の早期緑化、及び 濁水処理装置を検討し た。

さらに、準備書に対する知事意見に基づき、事後調査としてのモニタリングについて検討 する。

ウ.環境保全措置の検証

検討した上記 ~ の環境保全措置の複数案について比較検討を行い、検証した結果を表 6-2.1.19 に整理した。

表 6-2.1.19 水の濁りに係る環境保全措置の検証結果のまとめ

(準備書と同じにつき、省略)

(以下、準備書と同じにつき、省略)

さらに、事後調査によるモニタリングについては、以下のとおり計画する。

i) 事後調査の実施理由

20mm の降雨強度の予測結果は保全目標である 100mg/L に近い値であり、仮沈砂池の管理 状況等によっては保全目標を達成できないおそれがあるため、準備書に対する知事意見に 基づき、事後調査を計画することとした。

ii) 調査手法等

- ・ 調査事項 浮遊物質量(SS)とする。
- ・ 調査地域・地点 予測地点とともに、仮沈砂池出口とする。
- ・ 調査時期・期間・頻度 仮沈砂地設置後の、大雨注意報(仙台管区気象台)による降雨時(3回/年程度)
- 調査方法

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示 59 号付表 8) に定める測定方法 に準拠する。

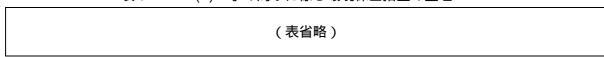
iii) 環境影響が明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、予測結果との著しい乖離が認められ、保全目標を超えるような環境への影響が生じていると判断された場合、新たな濁水防止対策の追加を検討するなどの環境保全措置の見直しを行う。

工.環境保全措置の検討結果の整理

前項の検討結果の検証から、採用する水の濁りに係る環境保全措置を表 6-2.1.22(1) ~ *(3)* のとおり整理した。

表 6-2.1.22(1) 水の濁りに係る環境保全措置の整理



(図省略)

図 6-2.1.10 沈砂池の設置計画位置

表 6-2.1.22(2) 水の濁りに係る環境保全措置の整理

(表省略)

表 6-2.1.22(3) 水の濁りに係る環境保全措置の整理

	実施者	宮城県
保	保全措置の種類	-
<i>全</i>	実施項目	事後調査によるモニタリングの実施
措	実施方法	工事着手後の水の濁りの調査を行うことにより、仮沈砂
置		池の効果を検証しながら、予測結果と著しい乖離が生じる
0		など保全目標が達成されないことが確認された場合、追加
内		の保全措置の検討を含め、新たな対応を行う。
容	実施期間	工事中
	実施位置	予測地点とともに、仮沈砂池出口とする。
保全措	置の効果及び変化	調査結果によって、保全目標が達成できないなど、予測
		で想定していなかった事態が生じても、追加の保全措置の
		検討を含め、新たな対応を行うことができる。
副次的	な影響または残る影響	特になし

(以下、準備書と同じにつき、省略)

評価

ア.環境影響の回避又は低減に係る評価

本事業の計画段階において路線の選定に当たっては、... (準備書と同じにつき、省略)本事業による影響をさらに低減させるために、環境保全措置を検討した。

検討する環境保全措置として、 仮沈砂池の設置、 裸池等のシート被覆、 裸地等の早期緑化及び 濁水処理装置をあげ、実行可能性や不確実性、副次的な環境影響等の観点からそれぞれ比較検討を行い、副次的な影響として生物相への影響が懸念される 濁水処理装置を除き、 仮沈砂池の設置、 裸池等のシート被覆及び 裸地等の早期緑化を選定することとした。

選定した環境保全措置のうち、 仮沈砂池の設置により、流入濁水 (1,000mg/L)の 84.0% を沈降除去することができ、仮設沈砂池出口で 160mg/L になると予測され、再予測を行った 結果、A 地点で 19.6~69.6mg/L、B 地点で 29.4~95.5mg/L となり、措置前の予測結果と比べ C(A) で A 地点で 1.4~5.4mg/L、B 地点で 0.6~1.8mg/L 低減され、現況河川の浮遊物質量を下回る 結果となり、実質的な現況河川への影響がなくなることとなる。

なお、当該仮沈砂池の設置後においては、事後調査によるモニタリングを実施し、調査の結果、予測結果との著しい乖離が認められ、保全目標を超えるような環境への影響が生じていると判断された場合は、新たな濁水防止対策の追加を検討するなどの環境保全措置の見直しを行う。

さらに 裸池等のシート被覆及び 裸地等の早期緑化も行うことにより、浮遊物質量の発生が低減されることから、切土工等の工事による水の濁りへの影響が実行可能な範囲でできる限り低減されると評価する。

イ.国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 川には環境基準の指定はないが、・・・・・・・(準備書と同じにつき、省略)・・・・・、環境 の保全に関する施策との整合性が図られていると評価する。

以上のように、事業の計画段階における環境保全への配慮や、予測結果に基づき検討した 事後調査によるモニタリングを含む沈砂池の設置等の環境保全措置の実施により、浮遊物質 量が低減され、環境の保全に関する施策との整合性も図られていることから、本事業の実施 に伴う切土工等の工事による水の濁りへの影響が可能な限り低減されると評価する。

2 - 1 - 2 切土工等の工事(橋台工事)に伴う水素イオン濃度(pH)に係る水環境へ の影響

(準備書と同じにつき、省略)

2 - 1 - 3 切土工等の工事(橋台工事)に伴う有害物質(六価クロム)に係る水環境へ の影響

(準備書と同じにつき、省略)

3 . 土壌に係る環境その他の環境 (省略)

【生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全】

4.動物

建設機械の稼動・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行・切土工等の工事による一時 的な影響・工事施工ヤード及び工事用道路の設置・道路(地上式又は嵩上式)の存在・自動 車の走行に伴う動物への影響

調査

(準備書と同じにつき、省略)

予測

ア. 予測項目

(準備書と同じにつき、省略)

イ.予測方法

(準備書と同じにつき、省略)

ウ. 予測地域

(準備書と同じにつき、省略)

工. 予測対象時期等

(準備書と同じにつき、省略)

オ.予測結果

a 事業による影響の整理

- b 重要な動物種及び注目すべき生息地の生息環境の変化
- i) 工事中における影響

ア)騒音の発生による影響

「1-2 騒音」での工事中の予測結果(3-8ページ)から、騒音の影響を受ける地域と、 重要な動物種及び注目すべき生息地の分布図とを重ね合わせることにより、ニホンザル、ニ ホンカモシカ、・・・、オオタカ、・・・の重要種について、表6-4.1.8のとおり影響が予測 された。

種名	騒音の影響の程度	影響の内容	
ニホンザル	最大+30dB	大学 教授からの聞き取り調査等から、注目すべき生息地を直接改変する工事が行われることにより、 騒音の影響を直接受け、周辺の生息地に忌避することが 予測される。	
オオタカ	最大+2dB	最大行動圏の一部に騒音が影響する範囲が存在するが、高利用域においては騒音が影響する範囲がないことや、 道路環境影響評価書(平成 18 年 3 月、宮城県) 道路環境影響評価事後調査報告書(平成 17 年 4 月、宮城県)の類似事例から・・・、影響は極めて小さいと予測される。しかしながら、営巣箇所が変化することにより、影響を受ける可能性もある。	

表6-4.1.8 工事中の騒音による重要な動物種への影響

イ) 植生の消失・縮小による影響

土地改変の範囲と、重要な動物種及び注目すべき生息地の分布図とを重ね合わせた結果から算出した、重要の動物種の確認地点及び注目すべき生息地の面積の変化を表6-4.1.9に示す。

			、ビエ心がの交币			
 種又は生息地名	調査地域			事業実施区域		
性人は土心地口	現況	実施後	増減	現況	実施後	増減
ニホンザル	32地点	26地点	-6地点	6地点	0地点	-6地点
ニホンカモシカ	12地点	11地点	-1地点	1地点	0地点	-1地点
• • •						
トウホクサンショウウオ	4地点	1地点	-3地点	3地点	0地点	-3地点
• • •						
エゾイトトンボ	12地点	10地点	-2地点	2地点	0地点	-2地点
• • •						
森林地域のニホンザ ル生息地	100ha	95ha	-5ha	5ha	0ha	-5ha
• • •						

表6-4.1.9 重要な動物種及び注目すべき生息地の変化

ニホンザルについては、事業実施区域である計画ルート上の6地点で確認していたが、当

該箇所が本事業実施によりすべて改変を受けることとなり、注目すべき生息地としても 5 ha の区域が改変されることとなる。

これらの土地の改変により、・・・・

. . . .

り) 土砂流入等による一時的な水質悪化の影響

「2-1 水質」での工事中の予測結果(3-9~11ページ)から、水質(水の濁り)の影響を受ける地域と、重要な動物種及び注目すべき生息地の分布図とを重ね合わせることにより、表 6-4.1.10のとおりトウホクサンショウウオ、・・・、ニホンアカガエル、・・・の重要種について影響が予測された。

	11110 7100723 7 1201	
種名	水の濁りの影響の程度	影響の内容
トウホクサンショウウオ	最大+10mg/L	確認された4箇所の生息箇所のうち、 ため池に濁水が流入する可能性があることから、図6-4.1.4 の食物連鎖図のとおり、イトミミズ等のトウホクサンショウウオの餌となる水生動物の生息環境の悪化し、また土砂の堆積により採餌環境が悪化するとともに、トウホクサンショウウ オ自体の産卵環境の悪化や・・・、影響が予測される。
ニホンアカカ・エル	最大+10mg/L	確認された52箇所の生息箇所のうち、トウホクサンショ ウウオ、・・・と同様に ため池に濁水が流入する可 能性があることから、ニホンアカガエル自体の産卵環境の悪 化や・・・、影響が予測される。

表6-4.1.10 水の濁りによる重要な動物種及び注目すべき生息地の影響

ii) 供用時における影響

ア) 土地の恒久的な道路化の影響

前述の工事中における影響について、表6-4.1.9に示していたとおり各動物種の生息地が改変され、これらのうち道路敷地となる区域のうち5.2haは法面等として緑地化が図られるものの、道路敷地となる34ha分の生息地が恒久的に消失することとなる(詳細は「生態系」3-24ページを参考)。

ニホンザルについては、・・・・

. . . .

イ) 橋の存在による ため池の日照時間の減少の影響

「日照阻害」での予測結果(3-12ページ)のとおり、供用後の 橋の存在に伴い、春分から秋分までの累積日影時間について、60時間までの範囲が1.5%増加することにより、ため池の日照時間が減少する。

ため池の日照時間の減少により、「生態系」での予測結果(3-24ページ)のとおり、

フトイ、ヒシ等の水草が減少し、これらの水草を繁殖環境に利用しているチョウトンボ等へ の影響とともに、・・・・への影響が予測された。

ウ) 自動車の走行による騒音の影響

「1-2 騒音」での予測結果 (3-8ページ) のとおり、供用後の自動車の走行に伴い、敷地境界における騒音レベルが、最大15dB増加するなど、道路周辺における騒音レベルが増加する。

ニホンザルについては、前述のとおり工事中における影響での予測結果のとおり、土地の 改変により周辺へ忌避すると予測され、騒音の影響による忌避の影響は、供用後においても 続くと予測される。

一方オオタカについては、騒音の影響する範囲が、最大行動圏の一部にすぎず、 道路環境影響評価書(平成 18 年 3 月、宮城県) 道路環境影響評価事後調査報告書(平成 17 年 4 月、宮城県)の類似事例から・・・、自動車の走行による騒音による影響も極めて小さいと予測される。

しかしながら、準備書に対する知事意見のとおり、営巣箇所が変化することにより、工事 着手時には影響を受ける生息状況となる可能性もあることから、モニタリングを行いながら 生息状況の変化を確認し、必要に応じて対策を講じる必要がある。

. . . .

. . . .

c 重要な動物種及び注目すべき生息地に及ぼす影響の予測結果のまとめ 重要な動物種及び注目すべき生息地に及ぼす影響の予測結果を表 6-4.1.11 に示す。

表 6-4.1.11 動物に係る予測結果のまとめ

	事業による影響内容			
種・生息地名	工事中	供用後		
ニホンザル	土地の改変やそれに伴う騒音の 発生により、ニホンザルは周辺の 森林域に忌避するとともに、生息 地の分断により、群れの縮小等の 影響があると予測される。	工事による周辺への忌避は、供用後においても続き、生息地の分断による群れの縮小等がより顕著に表れると予測される。		
ニホンカモシカ	ニホンザルと同様に・・・・、 影響があると予測される。	ニホンザルと同様に・・・、予測された。 さらに、道路横断によるロードキルの発生の可能性もあると予測される。		
• • • •				
オオタカ	工事に伴い発生する騒音の影響 範囲とオオタカの利用域との位置 関係、また類似事例等により、影響は極めて小さいと予測される。 しかしながら、営巣箇所が変化 することにより、影響を受ける 可能性もある。	恒久的に道路敷地が存在することによる影響は極めて小さいと予測される。 さらに、道路の供用後の自動車の走行による騒音についても、騒音の影響範囲とオオタカの利用域との位置関係、また類似事例等により、影響は極めて小さいと予測される。 しかしながら、営巣箇所が変化することにより、影響を受ける可能性もある。		
• • • •				
トウホクサンショウ ウオ	地区のため池の改変により、同地区3地点に生息する個体が消失する。 生息が確認された ため池に 濁水が流入する可能性があること から、産卵環境の悪化等の影響が 予測される。	-		
• • • •				
ニホンアカガエル	トウホクサンショウウオと同様に、生息が確認された ため池に濁水が流入する可能性があることから、産卵環境の悪化等の影響が予測される。	-		
• • • •				
エゾイトトンボ	トウホクサンショウウオ、・・・と同様に 地区のため池の改変により、同 地区2地点に生息する個体が消失 する。	-		
チョウトンボ	-	橋の存在による日照時間の 減少により、フトイ等の水草が減少 することより、繁殖環境の質が低下 することで、・・・影響が予測さ れた。		
• • • •				
森林地域の二ホ ンザル生息地	土地の改変により、生息地の分 断化等により、群れの縮小等の影 響があると予測される。	工事中における生息地の分断化 等による群れの縮小等の影響が、よ り顕著に表れると予測される。		
• • • •				

環境保全措置

ア.事業計画における環境保全の配慮

- ・ 道路計画において、舗装材料として透水性素材等を使用し、可能な限り自動車交通騒音 を抑える工法を検討し、採用することで、動物種への影響を低減するよう配慮していた。
- ・ 川を横断する橋梁について、橋脚の無い1径間の橋梁形式について検討を行い、当 該橋梁形式を採用することとし、掘削工事等による河川の水の濁りへの影響を避けること により、両生類や水生動物種への影響を低減するよう配慮していた。

上記の配慮事項とともに、予測結果を踏まえて、さらなる動物への影響を低減するため、さらに以下のとおり環境保全措置を検討した。

イ.環境保全措置の検討

重要な動物種及び注目すべき生息地への影響についての予測結果を、表6-4.1.12に整理する。オオタカ、・・・・については、影響がない又は極めて小さいと予測され、上記の事業計画における環境保全の配慮により、可能な限り影響が低減されたことから、それ以外の、ニホンザル、ニホンカモシカ、・・・、トウホクサンショウウオ、・・・、ニホンアカガエル、・・・、エゾイトトンボ、チョウトンボ、・・・、 森林地域のニホンザル生息地、・・・について、さらに環境保全措置を追加して検討する。

ただし、オオタカについては、準備書に対する知事意見のとおり、営巣箇所が変化することにより、影響を受ける可能性もあることから、さらなる環境保全措置として事後調査によるモニタリングについて検討した。

これらの環境保全措置の検討に当たっては、事業により生じる影響を可能な限り低減し、それでも低減できない場合において代償措置を講じることを保全の基本的な考え方とし、以下の観点で検討を行った。

- ・ 事業による影響があると予測された重要な種については、地域個体群の減少を防ぐための措置を講じる。
- ・ ニホンザル、ニホンカモシカ等の重要な動物種を支えている樹林生態系など、調査地域内にみられる比較的良好な生態系については、影響の最小限化を図る。
- ・ 新たに出現する道路法面は消失する樹林等の代償空間と位置づけ、可能な限り生物多様性を向上させる措置を講じる。

表 6-4.1.12 重要な動物種及び注目すべき生息地への影響についての予測結果

	工事中			供用後			
種又は生息地名	建設機械の稼動	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	影響切工事による一時的な	の設置 アード及び工事用道路	道路 (地上式)の存在	道路 (嵩上式)の存在	自動車の走行
ニホンザル							
ニホンカモシカ							
オオタカ							
トウホクサンショウウオ							
ニホンアカガエル							
エゾイトトンボ							
チョウトンボ							
森林地域のニホンザル 生息地							

: 影響があると予測されたもの

: 影響がないもしくは極めて小さいと予測されたもの

:影響がないもしくは極めて小さいと予測されたものの、事後調査を要するもの

. . . .

影響があると予測された重要な動物種及び注目すべき生息地について、表 6-4.1.13 のとおり検討した。

表 6-4.1.13 動物に係る環境保全措置の検討項目

環境保全措置を検討する種	環境保全措置の検討項目	保全措置	実施期間
又は生息地	現境 休主相直 Ø 快削項目	工事中	供用後
	• • • •		
ニホンザル	• • • •		
	土工の削減		
	• • • •		
_ +>,+ T>,+	• • • •		
ニホンカモシカ 	進入防止柵の設置		
	土工の削減		
	施工時期の配慮		
トウホクサンショウウオ	ビオトープの設置及び移殖 の実施		
ニホンアカガエル			
• • • •			
エゾイトトンボ			
チョウトンボ	• • • •		
森林地域のニホンザル生息地	• • • •		
• • • • •			

ウ.環境保全措置の検証

検討した上記の表 6-4.1.13 の環境保全措置の複数案について比較検討を行い、下記のとおり検証した。

ニホンザルに係る環境保全措置の検討結果の検証について、・・・・

. . . .

(以下、準備書と同じにつき、省略)

オオタカについては、準備書に対する知事意見を勘案し、事後調査によるモニタリングについて、以下のとおり計画する。

i) 事後調査の実施理由

準備書に対する知事意見により予測結果に不確実性があることから、モニタリングを行い ながら必要に応じて追加の保全措置を検討するよう助言を得たことから。

ii) 調査手法等

・調査事項

工事中および供用時において、オオタカの行動および生息環境の変化をモニタリングす

る。

繁殖状況 (繁殖の成否、巣立ち率) 生息状況 (環境利用・行動圏の変化)

・調査地域・地点

営巣地付近、狩り場、ねぐらとして好適とされる場所等、調査・予測において対象とした地点(図 6-4.1.7)。ただし、猛禽の行動圏は、季節的、年次的に変化することを勘案する。

(図省略)
図 6-4.1.7 オオタカに係る事後調査の調査地点

・調査時期・期間・頻度

対象とする猛禽類の生活史を考慮し、表6-4.1.14のとおり毎年同時期に実施する。

表6-4.1.14 オオタカに係る事後調査の調査時期・期間・頻度

対象種	調査時期・頻度	期間
オオタカ	繁殖期(3月~7月) 1回/月(2日/回)	工事中:每年 供用後:1年、3年、5年

• 調査方法

調査方法は「猛禽類保護の進め方」(環境庁,1996)にしたがい、仕様は表 6-4.1.15 のと おりとする。

表 6-4.1.15 オオタカに係る事後調査の調査方法

調査事項	調査方法	
行動圏調査	定点調査(3地点)による飛翔図作成	
繁殖状況調査	営巣地の観察・痕跡の確認、工事の内容	

iii) 環境影響が明らかになった場合の対応方針

調査結果に基づき、当該年度の工事内容を整理した上で、繁殖活動が維持されているか否か、行動圏の大幅な変化等、工事による影響を示唆する情報がないかどうか検討する。

モニタリングの結果により、予測との著しい乖離(営巣の放棄、行動圏からの逃避)が認められたと判断された場合、専門家の指導・助言を受けて、以下に例示する内容を検討するなどの環境保全措置の見直しを行う。

- ・ 営巣期における工事の工種・工程の見直し
- ・ 営巣地の保護管理(立ち入り禁止区域の設定)の検討

.

トウホクサンショウウオに係る環境保全措置の検討結果の検証について、表 6-4.1.16に示す。 トウホクサンショウウオに係る環境保全措置については、準備書に対する知事意見に基づき、 移殖の効果について、類似事例を参考に根拠をより明確にすること、また移殖先の適切な管理 と監視について明確に示した。

. . . .

表 6-4.1.16 トウホクサンショウウオに係る環境保全措置の検討結果のまとめ(工事中)

環境保全措置	施工時期の配慮	ビオトープの設置及び移殖の実施
内容	産卵期(春)~上陸するまで(秋) を外した期間で施工する。	工事着手前にあらかじめ図6-4.1.8のとおりビオトープを計画するとともに、工事実施前もしくは実施中における産卵期には、本種の卵塊を採集し、同ビオトープへ移殖する。
効果及び変化	産卵環境が確保できる。	改変に伴う消失や濁水による影響を回 避でき、地域での個体群が維持できる。
実行可能性	工程の調整により可能である。	実行可能である。
不確実性	休工中の産卵環境の維持に不確 実性があることが考えられる。	「 土地区画整理事業環境影響評価事後調査報告書」(土地区画整理組合、平成 18 年)で実施された同種の移殖結果によると、産卵環境を復元し、再移植した翌年には新たな産卵が確認されており、産卵環境が復元されていたことから、ある程度の確実性はある。 ただし、移殖先として造成するビオトープの生息環境を適切に管理する必要がある。
副次的な環境影 響	休工中の降雨時において、濁水が 発生する可能性が高い。	他の重要種を含む水生生物群集の保全 に効果がある。
検討結果	工期は 1 年半程度を予定しており、産卵~上陸までの間は休工期間が発生する。休工中の降雨時においても施工箇所から濁水が発生する可能性が高い。	移植の効果について実績があり、後述のとおり事後調査によるモニタリングを行うことにより、産卵の有無を確認するとともに、幼生の発生状況及びその他の種の生息状況を把握することから、より適切である。

(注) :選定する、x:選定しない

(図省略)

図 6-4.1.8 ビオトープ計画図

さらに、事後調査によるモニタリングについて、以下のとおり計画する。

当該事後調査においては、準備書に対する知事意見に基づき、移殖先の良好な生息環境が確保されるように管理が適切に行われているかについても、併せてモニタリングすることとした。

. . . .

なお、準備書に対する知事意見に基づく、具体的なスケジュール等の移殖計画の明示については、現段階で明確にできないことから、移殖計画が明確になった時点で、県をはじめとする 関係機関に報告することとする。

. . . .

エ.環境保全措置の検討結果の整理

前項の検討結果の検証から、採用する動物に係る環境保全措置を下記のとおり整理した。 ニホンカモシカに係る環境保全措置について、表 6-4.1.17 に示す。

(以下、準備書と同じにつき、省略)

.

トウホクサンショウウオに係る環境保全措置について、表 6-4.1.18 に示す。

.

表 6-4.1.18 トウホクサンショウウオに係る環境保全措置の整理

実施者		宮城県		
	保全措置の種類	低減・代償措置		
	実施項目	ビオトープの設置 及び移殖の実施	モニタリングの実施	
保全措置の内容	実施方法	工事着手前にあらかじめ図6-4.1.7 のとおりビオトープを計画するとともに、工事実施前もしくは実施中における産卵期には、本種の卵塊を採集し、同ビオトープへ移殖する。	モニタリングにより、移殖の効果 及び移殖先の管理が適切かについて確認する(詳細は「事後調査計画」(3-25~26ページ)のとおり)。	
	実施期間	工事前及び工事中	工事中及び工事終了後	
	実施位置	トウホクサンショウウオのが確認された 地区のため池及 ため池並びに図 6-4.1.7 に示したビオトープ計画箇所		
保全措置の効果及び変化		ビオトープ設置とそこへの移 植により、地域での個体群を維 持することが可能であると考え られる。	調査結果により、保全措置の追加等、必要に応じた対応が可能と なる。	
副次的な影響又は残る影 響		ビオトープの設置により、他 の重要種を含む水生生物群集の 保全にも効果がある。	水生生物群集のモニタリング を併せて行うことにより、他の重 要種を含む生態系の保全にも効 果がある。	

.

評価

ア.環境影響の回避又は低減に係る評価

本事業の計画段階において路線の選定に当たっては、... (準備書と同じにつき、省略)

... 影響を低減するよう配慮していた。

以上のような環境保全への配慮を行った上で選定したルート等の事業計画に基づき、事業 実施に伴う環境影響の予測を行った結果、重要な動物種である・・・・、オオタカ、・・・、 並びに注目すべき生息域である・・・・については、影響はない、又は極めて小さいと予測 され、上記の環境保全への配慮により、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減さ れるものと評価する。 なお、オオタカについては、準備書に対する知事意見のとおり、営巣箇所が変化することにより、影響を受ける可能性もあることから、さらなる環境保全措置として事後調査を行い、必要に応じた対策を講じることとした。

一方、重要な動物種であるニホンザル、ニホンカモシカ、・・・・、トウホクサンショウウオ、・・・・、ニホンアカガエル、・・・エゾイトトンボ、チョウトンボ、・・・並びに注目すべき生息域である 森林地域のニホンザル・・・については、本事業の実施による影響が予測されたことから、生物多様性の保全に寄与するなどの観点からさらなる環境保全措置を検討した。

環境保全措置として、ニホンザルについては、工事中においては・・・・の環境保全措置を実施することとし、・・・・

ニホンカモシカについてはニホンザルと同様に、工事中においては・・・・・の環境保全措置を実施することとし、さらに供用後においては、ロードキルの発生による影響を低減するため進入防止柵の設置を検討するとともに、生息地である落葉広葉樹を中心とする森林の生息域の改変を低減するため、土工の削減について検討し、それらの2つの案を実施することとし、併せて事後調査によるモニタリングを行い、調査結果に応じて、保全措置の追加を含めて必要な対策を講じることとした。

.

トウホクサンショウウオについては、 地区のため池の改変により、同地区3地点に生息する個体が消失することから、ビオトープを設置し、卵塊等の移植を行うこととした。さらに、 ため池へ切土工事に伴う一時的な土砂が流入することにより、産卵環境や生息環境が悪化することが考えられたことから、これらの卵塊等についても同じビオトープへ移殖することとした。さらにこれらの状況について、事後調査によるモニタリングを行うことにより、周辺地域での個体群を維持することが可能であると考えられた。

なお、移殖の効果を確実にするため、移殖先の良好な生息環境を確保するために、事後調 査による監視を行いながら、移殖先の管理を適切に行うこととした。

.

• • • • •

• • • •

これらのことから、本事業による動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。

イ.国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

第7章 事後調査計画

事後調査は、 予測の不確実性の程度が大きいもの、 環境保全措置の効果に係る知見が不十分なもの、 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにするもの、 代償措置のうち効果の不確実性や知見の充実の程度を踏まえて事後調査が必要なものについて、環境保全措置の履行状況及び保全目標等の達成状況を確認することを目的とし、必要に応じて追加調査や新たな環境保全措置を実施することにより、環境保全についての適正な配慮を行うことを目指すものである。

上記の観点から以下のとおり、事後調査を計画する。

予測の不確実性の程度が大きいもの

・ 切土工等の工事に伴う土砂等による水の濁りについては、準備書に対する知事意見の とおり、降雨条件によっては保全目標を達成できないなど、不確実性が伴う。

.

- 動物のうちニホンカモシカ、ニホンザル・・・への影響については、専門家の助言も受けた上で、予測の不確実性が伴う。
- ・ 動物のうちオオタカへの影響については、準備書に対する知事意見のとおり、生息状 況の変化の可能性があり、予測結果に不確実性が伴う。

環境保全措置の効果に係る知見が不十分なもの

・ 動物のうちトウホクサンショウウオの移植については、現段階では試験的な環境保全 措置であり、効果に係る知見が不十分と考えられる。

• • • •

工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにするもの

. . . .

代償措置のうち効果の不確実性や知見の充実の程度を踏まえて事後調査が必要なもの

・ 動物のうちトウホクサンショウウオの移植については、代償措置として、 での記述 のとおり効果に係る知見が不十分であると考えられ、事後調査が必要と判断される。

以上の事後調査の計画について、表 7-1 にまとめる。

表 7-1 事後調査計画の総括表

対象項目		時期	回数	調査方法等
••••	••••			
水環境	土砂等による 水の濁り	工事中	2回/年	降雨時に農業用取水口で実施
••••	••••			
動物	ニホンカモシカ、 ニホン サ゜ル・・・	供用後2年間	4回/年	調査時期、方法については、専門 家等のヒアリングによって決定 する。
	• • • • •			
	トウホクサンショウウオ	工事前及び移 植時	2 回	移植前に詳細な現地調査を行い、 専門家等へのヒアリングにより、
		移植後3年間	1回/年 (春季)	移植時期及び方法について十分 検討の上、移植を実施する。
	<i>木木夕</i> 力	工事中:毎年 供用後:1年、 3年、5年	繁殖期:1 回 /月(2日/回)	行動圏等のモニタリングを行い、 影響が確認された場合は保全対 策の検討を行う。
植物	••••			
••••				

事後調査の実施に当たっては、現段階では詳細が決定していない事項もあるため、調査計画書をとりまとめ、事前に関係機関と協議する。

事後調査の結果は、関係機関の指導等が反映できる時期に適宜中間報告を行いながら、供用 後調査が終了する平成 年に「事後調査報告書」として取りまとめる予定である。

本事業で実施する事後調査は民間の調査機関に委託して実施する。なお、本事後調査については、検討会を随時開催し調査結果を検討する。検討会においては、特に動物及び植物の保全対策に専門的な知識を要すること、環境アセスメントの事後調査としての総合的な検討が必要なことから、各分野の専門家を事後調査検討会に招くこととする(図7-1)。

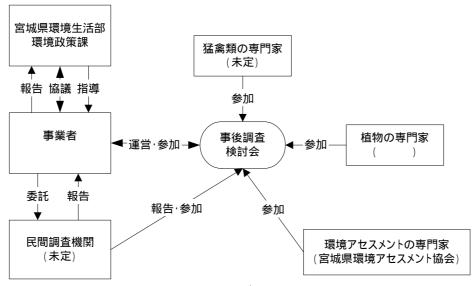


図 7-1 実施及び検討体制

第8章 環境影響の総合評価

さらに、予測の結果に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響を回避、低減するため、第6章で示したとおり、環境要素毎に環境保全措置を検討し、採用することとした。

環境要素毎の環境影響評価の結果を表 8-1~表 8-9 にまとめたが、どの環境要素についても、環境影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価され、さらに国又は関係する地方公共団体が実施する環境保全に関する施策との整合も図られていた。一方、…、水質(水の濁り)、動物、…については、一部予測結果に不確実性があることや、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を計画することなどから、事後調査を実施し、その結果に応じて必要な対策を講じることとした。

以上のことから、本事業による環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると総合的に評価する。

表 8-2 環境影響評価の結果の概要(水質)

環境 要素	影響	調査の結果	予測の結果 環境保全措置		評価の結果
	土砂等による水の濁り 工事の実施 切土工等の工事による一時的な影響)	(1) 浮遊物質量(SS)等	75.0mg/L、農業用取水口上流(B地点)で30.0~97.3mg/Lであり、現況河川の浮遊物質量を、最大でも1.9mg/L付加する程度の影響があると予測された。 表 浮遊物質量(SS)の予測結果 現況河川の降雨時ののSSに関グに関グに関グした。 「大流 10 42.3 71.1 44.2 (A地点) 20 74.6 78.1 75.0 農業用取 3 29.6 66.2 30.0 水口上流 10 57.8 71.1 58.1 (B地点) 20 98.0 78.1 97.3		ア. 環境影響の回避又は低減に係る評価 計画與除において、水の濁りへの影響を避けるルート選定を行った が、環境影響の予測を行った結果、現況河川の浮遊物質量を最大でも 1.9mg/L 付加する程度の影響があると予測された。 一方、20mm の降雨強度では、環境保全の目標値とする 100mg/L に近い浮遊物質量(97.3 mg/L)が農業用取水口で予測されていることから、本事業による影響をさらに低減させるために、環境保全措置を検討した。

表 8-4 環境影響評価の結果の概要(動物)

環境 要素	影響 要因	調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
動物 実施 物質 実際 は でき 生息地 かい	土地又は工作物の存在及び供用(工事施工ヤード及び工事用道路の設置・道路(地上式又は嵩上式)の存在・自動車の走行工事の実施(機械の稼動・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行・切土工等の工事による一時的な影響	■動物相の状況 【哺乳類】 (省略) 【鳥類】 (省略) 【高性・は虫類】 (省略) 【昆虫類】 (省略) 【昆虫類】 (省略) 重要な動物種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重要な動物種として以下の45種が確認された。表重要な動物種 「項目名 目名 科名 種名 「「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T事中における影響	ア・事業計画における環境保全の配慮 計画段階における路線の選定に当たっては、自然環境への負荷を小さくする ため、以下の点に配慮した。 ・3ルートの候補から、より土地の改変の少ないルートを選定した。 ・森林等の動物の生息地を可能な限り分断しないよう配慮した。 ・ 沿周辺に生息する動物種の生息環境への影響を回避した。 ・ 諸袋材料として透水性素材等を使用し、自動車交通騒音を抑える工法を材けした。 ・ 川を横断する橋梁では、橋脚の無い1径間の橋梁形式について検討を行い、両生類や水生動物種への影響を低減するよう配慮した。 イ・予測結果に基づいた環境保全措置 ニホンザル、ニホンカモシカ、・・・、トウホクサンショウウオ、・・・、こホンアカガエル・・・、エゾイトトンボ、チョウトンボ、・・・、森林域のニホンザル生息地、・・・について、さらに環境保全措置を追加して検討し、下表のとおり採用することとした。 表 環境保全措置の内容 種又は生息地 環境保全措置の内容 ・ 現境保全措置の内容 ・ 理算保全措置の内容 ・ 理算保全措置の内容 ・ 理事中 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	動物に対する影響が少ない配慮を行ったが、環境影響の予測を行った結果、重要な動物種であるニホンザル、ニホンカモシカ、・・・・、トウホクサンショウウオ、・・・・、エソイトトンボ、チョウトンボ、・・・並びに注目すべき生息域である森林地域のニホンザル、ニホンカモシカ、・・・・については、本事業の実施による影響が予測されたことから、生物多様性の保全に寄与するなどの観点からさらなる環境保全措置を検討した。ニホンザルエ事中:・・・・ 供用後:土工の縮減、モニタリング・・・・・ オオタカ

第9章 準備書についての意見と事業者の見解

第1節 準備書についての意見の概要と事業者の見解

準備書について、条例第 17 条第 1 項に基づき環境の保全の見地から提出された意見書は 件であった。その提出された意見について、意見を項目別に分類した意見の概要と、当該意見の概要に対する事業者の見解を表 9-1 に示す。

表 9-1 準備書についての意見の概要と事業者の見解

代 5 1 中間目に 2 1 1 2 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
意見の概要	事業者の見解		
(全般的事項)			
• • • • •			
(水質)			
工事箇所からの排水により、農業用水とし	降雨の状況、仮沈砂池の管理状況等によっ		
て使用されている 川の水質へ影響が懸念	ては保全目標を達成できないおそれがあるた		
されることから、適切に保全措置を講じるべ	め、事後調査によるモニタリングを計画する		
きである。	こととしました (「第6章 22-1 水質」		
	(3-9~12 ページ)及び「第7章 事後調査計		
	画」(3-25~26ページ)参照)。		
(動物)	オオタカについても事後調査によるモニタ		
付近に生息するとされている、希少猛禽類	リングの対象とすることとし、当該モニタリ		
であるオオタカについて保全すべきである。	ングの結果により、予測との著しい乖離(営		
	巣の放棄、行動圏からの逃避)が認められた		
	と判断された場合、専門家等の指導・助言を		
	受けながら、工事工程の変更等を含め、環境		
	保全措置の見直しを行うこととします(「第6		
	章 4.動物」(3-13~24ページ)及び「第7		
	章 事後調査計画」(3-25~26ページ)参照)。		

第2節 準備書についての宮城県知事の意見と事業者の見解

をより明確にすること。

先の生息環境が良好に維持されるよう、

適切な管理を行うとともに、当該管理状

況についても事後調査の中で明らかに

すること。

準備書について、条例第20条第1項に基づき提出された宮城県知事意見の全文と、当該意見に対する事業者の見解を表9-2に示す。

表 9-2 準備書についての宮城県知事の意見と事業者の見解

	がたれずの心力と手来自の方所
宮城県知事の意見	事業者の見解
1.全般的事項	
事業計画の内容が一部具体的に明らかに	方法書において具体的に示されていなか
されていないことから、評価書においては事	った、工事工程について、「第2章 事業計
業の具体化の過程に応じて事業計画の内容	画の概要」(3-6~7ページ)に示しました。
をより詳細に記載すること。また、未決定の	また、本事業において事業計画が決定した
事業計画のうち予測結果に影響する事項に	後、事後調査等を行いながら環境影響の予測
ついては、当該事業計画の決定後、専門家等	が本書と比べて乖離し、環境影響の程度が大
の意見聴取、事後調査等を行いながら予測結	きくなっていることが確認された場合には、
果及び環境保全措置の効果について検証を	必要に応じて専門家の意見等を踏まえて環
行うこと。	境影響の予測、保全措置の効果について検証
	を行います(「第7章 事後調査計画」(3-25
	~ 26 ページ)参照)。
2.個別的事項	
(大気質)	
(水質)	
水の濁りについて、「農業用水基準」の基	降雨の状況、仮沈砂池の管理状況等によっ
準値を下回ると予測しているが、当該基準値	ては保全目標を達成できないおそれがある
に近い数値であり、降雨条件や仮沈砂池の管	ため、事後調査によるモニタリングを計画す
理状況によっては当該基準値を超えるおそ	ることとしました (「第6章 2 2-1
れがあることから、事後調査を行いながら、	水質」(3-9~12ページ)及び「第7章 事後
必要に応じて適切な保全措置を実施するこ	調査計画」(3-25~26ページ)参照)。
と。	
(動物)	
(1)トウホクサンショウウオに係る環境保	計画している仮移殖が有効であるとする
全措置として、仮移殖の実施を計画して	根拠について、類似事例を参考に記載しまし
いるが、当該保全措置が有効である根拠	た。

巻末資料 3-31

なお、移殖を行うに当たっては、移殖│れるように適切に管理するとともに、管理が

さらに、移殖先の良好な生息環境が確保さ

適切に行われているかについても、併せてモ

これらの内容については、「第6章 4.

動物」(3-13~24ページ)に記載しています。

ニタリングすることとしました。

(2)オオタカについて事業に伴う影響が極めて小さいと予測しているが、営巣箇所が変化することにより、工事着手時には影響を受ける生息状況となる可能性もあることから、事後調査を行いながら生息状況の変化を確認し、必要に応じて対策を講じること。	オオタカについても事後調査によるモニタリングの対象とすることとし、当該モニタリングの結果により、予測との著しい乖離(営巣の放棄、行動圏からの逃避)が認められたと判断された場合、専門家等の指導・助言を受けながら、工事工程の変更等を含め、環境保全措置の見直しを行うこととします(「第6章 4.動物」(3-13~24ページ)及び「第7章 事後調査計画」(3-25~26ページ)参照)。
(景観)	

第10章 準備書の記載内容の修正内容

環境影響評価書の作成に当たり、準備書について、条例第20条第1項に基づく宮城県知事意 見を勘案して準備書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正内容の概要を表10-1に示す。

表 10-1 準備書の記載内容の修正概要

項目(評価書で	修正前 (準備書)	修正後(評価書)	修正理由
の記載ページ)			
• • • •	• • • • • • • • • • •		• • •
第2章 事業計	路線延長: <u>8.2</u> km(第一種事業)	路線延長: <u>8.3</u> km(第一種事業)	詳細設計
画の概要			の結果
2.事業の内容			
(3)対象事業			
の規模(p.6)			
第2章 事業計			# # ¢ -
画の概要			事業の具
2.事業の内容	(p.7 の	とおり)	体化及び
(4)対象事業			知事意見
の工事計画の概			による
要(p.7)			
• • • •			
第6章 環境影	c 環境保全措置の検討	c 環境保全措置の検討	知事意見
響評価の結果	上記の水の濁りに係る保	上記の水の濁りに係る保全	による
2 - 1	全目標を達成するため、実行	目標を達成するため、実行可	
水質	可能な環境保全措置として、	能な環境保全措置として、	
環境保全措置	仮沈砂池の設置、 裸池等	仮沈砂池の設置、 裸池等の	
(p.9~11)	のシート被覆、裸地等の早	シート被覆、裸地等の早期	
(1 - /	期緑化、及び濁水処理装置	緑化、及び 濁水処理装置を	
	を検討した。	検討した。	
		さらに、準備書に対する知	
		事意見に基づき、事後調査と	
		してのモニタリングについて	
		<u> </u>	
第6章 環境影	最大行動圏の一部に騒音が	最大行動圏の一部に騒音が影	知事意見
響評価の結果	影響する範囲が存在する	響する範囲が存在するが、・・・・	による
1.動物	が、・・・の類似事例から・・・、	の類似事例から・・・、影響は	
予測	影響は極めて小さいと予測さ	極めて小さいと予測される。 <u>し</u>	
表 6-4.1.9 オオ	れる。	かしながら、営巣箇所が変化す	
タカに係る影響		ることにより、影響を受ける可	
の内容(p.14)		<u>能性もある。</u>	
• • • •	• • • • • • • • • • • •		

下線部は修正箇所を示す。

第11章 委託者の氏名及び住所

本書は、平成19年度に、下記学識経験者で構成する宮城県環境影響評価マニュ アル検討部会で審議した上、環境政策課が作成した。

【宮城県環境影響評価マニュアル検討部会名簿】

(50 音順 敬称略)

	氏 名	所 属
	菊 地 永 祐	東北大学東北アジア研究センター 教授
	菊 地 立	東北学院大学教養学部 教授
0	長谷川 信 夫	東北学院大学 名誉教授
	松山正將	東北工業大学工学部 准教授

〇:検討部会長

宮城県環境影響評価マニュアル (準備書・評価書) 改訂版

発行年月 / 平成 20 年 3 月 編集・発行 / 宮城県環境生活部環境政策課 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 TEL (022) 211-2664 FAX (022) 211-2669

E-mail: kankyo-s@pref.miyagi.jp
http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-s/